

令和3年生駒市農業委員会第5回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局  
会議開催日時 令和3年5月13日(木)午後2時00分  
会議開催場所 市役所 401・402会議室  
出席者 会長 10番 中本 真人  
農業委員会委員  
1番 辻 英雄 2番 山本 利昭  
3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり  
5番 池田 憲央 6番 北村 由子  
7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美  
9番 染岡 政明  
農地利用最適化推進委員  
松尾 克巳 中尾 正人  
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重  
主幹 有山 清隆 主査 増本 量俊  
傍聴者 3名

---

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農地の造成工事に係る届出について
4. 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
5. 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地の転用事実に関する照会について
4. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
- 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画
- 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（見直し案）
- ご参考 生産緑地に関する重要なお知らせ（2回目）
- 農業通信 24号
- 勤務実績報告書様式

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人3人

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 西口 委員、5番 池田 委員、6番 北村 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

高山こども園から東南東に約500mのところに位置する高山町地内の農地1筆  
申請理由について

本申請は、本農地の所有権を父親から息子に贈与することを目的とした申請である。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については、既に所有または父親と共有、官方の叔父に借用しており、また農地取得の下限面積要件については、営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

No.2の申請地の位置について

南田原公民館から東に約200mのところに位置する南田原町地内の農地1筆  
申請理由について

譲渡人と譲受人とはご近所の間柄で農地も隣接している。後の審議となるが、譲渡人は5条により所有する762㎡の農地について資材置場、駐車場の転用手続きを行うことを予定している。この資材置場、駐車場が国道から少し離れており、譲受人の所有す

る農地を通過しないといけないため、その農地も通行路の農地転用を行うこととなった。そこで、その代わりとして譲渡人の所有する農地で、譲受人の農地に隣接する農地を所有権移転することとした次第である。

#### 現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

#### 要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また農地取得の下限面積要件については、家族で営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

- 議長 No.1について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事務局の説明のとおりである。審議をお願いしたい。
- 議長 No.2について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事務局の説明の通りで、問題ないと考える。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

- 議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

- 主査 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができたものである。

#### No.1～5の申請地の位置について

南田原公民館から東に約200mのところにある南田原町地内の農地5筆

この転用では、地目が農地以外の山林、溜池、宅地も工事範囲となっており、これらは造成協力地ということで位置図に記載している。農地転用ではないので議案からは切り離しているが、工事を行い譲受人に譲渡するとのことである。

#### 申請理由について

No.1の譲渡人は当該農地を別人に貸与していたが、先月に報告したように農地法3条の3第1項(令和3年3月17日第1266号)により相続手続きをし、農地法18条第6項(令和3年3月17日第1268号)により農地貸借関係を解除しており、今回の転用手続きに備えている。

No.2～5の譲渡人は当該農地を耕作、維持管理をしてきたが、近隣の鉄工所を営む法人の依頼により、資材置場、駐車場として農地を提供することとなり、No.1はその資材置場、駐車場に国道168号バイパスから進入するための進入路としてそれぞれ転用することとなった次第である。

立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたって、汚水はなく、雨水は自然浸透および東側水路への放流としている。また地元水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

#### 現地調査について

今月10日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行ったところ、農地と転用地とが接している箇所地下に埋設した水路、つまり暗渠があり、転用農地から隣接農地に雨水が流れ込む指摘があったが、転用者と協議し、雨水を受けるU字の側溝を設けることとなり、図面の差し替えをさせることで、とくに大きな問題はなくなった。

#### No.6～7の申請地の位置について

南田原町交差点の西約500mに位置する南田原町地内の農地2筆

位置図において、申請農地2筆の北側に賃貸人所有の転用しない農地があるが、その一部について斜線を入れている。この農地は転用する農地2筆から見るとやや小高い場所となっているが、転用農地2筆が盛り土を行うため、農地の法地の低い部分がV字形に空いてしまう。そこでV字型の空き部分を土砂で埋め、境界部分にU字溝を設ける予定である。通常このような斜線部については農地の一部転用や農地造成の手続きを踏むものであるが、奈良県と協議を行った結果、土地の境界が変わらないうえ、用途や所有者も変わらないので、5条申請に於ける造成協力地という扱いでよいということとなった。

#### 申請理由について

譲渡人は、農地を多く所有しているが、高齢であり、年ともに耕作が難しくなってきた。今回の転用にあたり、事務局でも事前の現地調査を行ったが、その時も近所の方5名ほどの方に手伝ってもらいながら草刈りやごみ掃除などしておられた。一方譲受人は近隣に資材置場を持っているが、事業上新たな資材置場の確保が必要となり、本農地を転用することになった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。申請にあたって、汚水はなく、雨水は主に自然浸透としている。また地元水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

## 現地調査について

今月6日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことから、これら本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、No.2～7については転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。またNo.1については転用面積が300㎡未満だが、No.2～5の関連案件であるので、これも奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事務局の説明のとおりで問題ないとする。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 造成協力地の意味を教えてください。位置図を見ると今回の審議する農地より造成協力地の方が多いと見受けられる。
- 主査 4条許可申請・5条許可申請において対象となる土地は、地目が田・畑である。  
地図番号(2)における工事・売買の範囲には、農地の他に山林、宅地がある。農地転用の申請地はあくまで農地が対象であり、その他地目の土地は図面上表記しているが申請対象でないので造成協力地という言葉を使用している。  
地図番号(3)の造成協力地はこれとは意味が異なる。賃貸人は今回の申請地2筆とその北側の小高い所に法地のある畑を所有しており、地図で斜線を引いている部分が法地である。今回の工事では申請地に盛り土をする予定であり、斜線部が現状法地なので隙間ができてしまう。よってその隙間を土砂で埋めざるをえない。すると、ここは転用扱いか農地造成扱いになるのではないかと確認したところ、土地の境界が変わらないうえ、用途や所有者も変わらないということから造成協力地扱いでよいということであった。なお土砂を投入した後、現境界線に沿ってU字溝を敷くこととなる。
- 委員 地図番号(2)の件において、造成協力地である山林を工事して出た残土などが近隣の農地に入れられるといった影響についての確認は行う必要はないか。
- 主査 転用の手続きをする中で、工事範囲ということでチェックの対象になっている。また、今回の工事範囲は宅造区域になり、これだけの広い面積に対して切土・盛土の造成工事を行う場合、郡山土木事務所に宅造申請をしなければならず、土砂の流れ落ち等の詳しい点検がそこで行われる。事務局では今回の転用申請について、宅造申請をしていることを確認済みである。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。なお、事務局からの説明があったように、いずれも進達の前に奈良県農業会議への意見照会を経ることとする。

議案第3号「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局に依頼

○主査 [議案読み上げ]

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等は不要であるが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指導要綱に基づき、届出の提出が必要となっている。農業委員会は現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があることなど、協議・確認することとなっている。農地造成届出については、審議により許可があると、申請者に許可書を発行することとなり、その後工事着手届、工事完了届を提出させることになる。

No.1の申請地の位置について

ひかりが丘住宅地の北西に約300mのところに位置する北田原町地内の農地2筆  
申請理由について

この農地は、近隣で工場用地のための工事を行っている土地に隣接している。また小さな山と山に挟まれたような谷間のような形状であり、今回この谷間の部分に盛り土を行い、農地での利用や進入をやすくするためのものである。

現地調査について

今月10日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行った。これまでの事情を含めて現地調査を行ったところ、隣接農地所有者や農家区長などの同意もあり、周辺農地への影響等についても問題はなく、農地としての利用に支障がないものであると考える。以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第3号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局の説明のとおりで問題ない工事と考える。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認

[「異議なし」の声あり]

議案第3号「農地の造成工事に係る届出について」の承認を宣言し、受理通知書の発行を行う。

議案第4号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、議案第5号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の説明を事務局に依頼

○主査 [議案読み上げ]

[内容の説明]

- ・農業委員会の状況
- ・担い手への農地の利用集積・集約化

- ・新たに農業経営を営もうとする者の参入促進
- ・遊休農地に関する措置に関する評価
- ・違反転用への適正な対応など

○主査 審議について依頼

○議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第4号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、議案第5号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の承認を宣言  
奈良県担い手・農地マネジメント課を通じて国への報告と、その後、市ホームページによる公開を事務局に依頼

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第4号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

を事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主幹 〔報告読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～29は、相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主幹 〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので権利の設定、移転の伴う農地転用

No.1～14の申請地の位置について

ひかりが丘住宅地の北西に約150mのところにある北田原町地内の農地

報告事項

工場用地・青空資材置場・青空駐車場等造成を目的として、農地転用の届出がされた

もの

報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹 [報告読み上げ]

本報告は、現況、農地性が無い土地の登記地目を田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案

No.1～2は、約10年以上前から山林として利用してきた農地

No.3は、約10年以上前から、宅地として利用してきた農地

報告第4号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○主幹 [報告読み上げ]

本報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可、及び許可後の進捗状況、転用による工事が完了した報告があったものを報告している。

以上で報告を終了

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼

○主幹 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（見直し案）」について説明

先月の委員会で説明した件で、修正箇所や意見等があれば連絡をお願いしていたものである。提案をいただき、事務局でも再度見直したもので、今回、見え消しで修正している。ご確認いただき何かあれば来週中に連絡をいただきたい。来月の定例会で審議したいと考える。

○主査 「ご参考 生産緑地に関する重要なお知らせ（2回目）」について説明

都市計画課が昨年度末に生産緑地の所有者に向けて発送した2回目のお知らせである。生産緑地の指定から令和4年12月25日で30年を経過する。新しく特定生産緑地の指定を行うか、指定を解除するかの意向を確認しているのがこのお知らせである。所有者の方への声掛けを行うとともに、相談を受けた場合は、先にお渡ししたフローチャートをもとに対応していただき都市計画課への案内をお願いしたい。

また、併せて相続税納税猶予についても相談を受ける可能性がある。その場合は税務署に問い合わせさせていただくよう案内をお願いしたい。

○議長 「農業通信24号」についての説明を副会長に依頼

○副会長 今回の農業通信の内容は「利用状況調査について」をはじめ、「なら農業委員会女性委員の会」の現地視察研修会の報告、「トビイロウンカ対策について」、西畑町の新規就農者へのインタビューなどとなっている。既に各農家区長宛に送付済みである。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 生産緑地の件において、われわれは各担当地区の生産緑地の場所、地番などを把握しておく必要はあるか。

○主査 筆単位、所有者単位の資料については都市計画課に依頼しなければならないが、現時



点ではまとまったデータを提供できない状況であるとのことである。引き続き請求依頼は行っていく。今後、まとまった資料が手に入れば皆さんに提供したいと考える。

- 主幹 「農業祭に向けた、サツマイモ植え」、「市政50周年記念 野菜作り体験について」を説明
- ・「農業祭に向けた、サツマイモ植え」  
来月、6月11日（金）農業委員会定例会の午前中にサツマイモ植えを予定している。担当は北地区の農業委員、推進委員の皆さんにお願いしたい。
  - ・「市政50周年記念野菜作り体験について」  
8月9日（月・祝）にネギ・ジャガイモ・大根の種まき、収穫を11月6日（土）の日程で開催する予定である。担当は中・南地区の農業委員、推進委員、女性委員の皆さんにお願いしたい。詳細については後日連絡する。
- 副会長 サツマイモ植えについて、日にちは6月11日に決定でよいか。また、例年植え付けは北地区、中・南地区合同で行っており、今年もそのようであったと思うがどうか。時間は内々では8時ということにしている。
- 局長 全員となると中・南地区の委員さんの出る回数が増えることとなるが、それでよいか。
- 副会長 6月11日はサツマイモのつるを挿していく作業だが、一週間前の6月4日に準備作業として畑づくりを北地区の委員で予定している。
- 局長 では、6月11日は全委員で作業を行うこととする。
- 副会長 当日の準備はしておくが、つるは事務局にお願いする。時間は8時で大丈夫か。作業の下準備もあるので9時頃まででもよいが。
- 補佐 では、9時までには到着するようにする。
- 局長 サツマイモについて、去年と同じ鳴門金時をお願いしているが、芽の出方が悪かったようで紅あずまが混ざる可能性もあるということである。
- 議長 野菜作り体験において、以前にも説明したが男性の副会長、女性委員は担当になっているので参加をお願いしたい。  
コロナの関係でどのようになるかわからないが、この事業が市民農園、遊休農地活用事業、新規就農へとつながるきっかけになるので、皆さんには協力をお願いしたい。
- 主査 勤務管理報告書の残りがなくなってしまう委員さんもおられるので、様式を印刷したものを配布したので利用していただきたい。また、遊休農地解消のための指導、新規就農の相談、田畑のあっせん等は農地利用最適化推進活動となり交付金の対象にもつながってくるので、活動した時は報告書に記載していただきたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 補佐 次回の日程について
- |      |              |            |
|------|--------------|------------|
| 定例会  | 6月11日（金）午後2時 | 401・402会議室 |
| 現地調査 | 6月 7日（月）     |            |

前日 6 月 4 日（金）までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後 3 時 2 0 分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和3年生駒市農業委員会第5回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号                    4番 西口 まゆり

---

議席番号                    5番 池田 憲央

---

議席番号                    6番 北村 由子

---